

# 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業	確保の内容 (令和6年度)	事業の概要
(1) 時間外保育事業 (延長保育事業)	130人	保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園等で保育を実施する事業です。
(2) 放課後児童健全育成事業	低学年	小学校に通う児童のうち、屋間に保護者が仕事等で家にいない子どもたちを預かり、健全な育成を行う子育て支援であり、町内の設置数は9か所となっています。
	高学年	
(3) 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	必要に応じて 広域で確保	ショートステイとは、養育が困難となった場合や育児疲れ等の場合に、児童養護施設等で一時的に子どもを預かる事業です。また、トワイライトステイとは、保護者が仕事等により夜間や休日に不在のため等の際、児童養護施設等で子どもを預かる事業です。いずれも北広島町では実施していませんが広域での確保に努めます。
(4) 地域子育て支援拠点事業	延 6,600回	乳幼児と保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。現在、北広島町では、各地域の子育て支援センター（4か所）で実施しています。
(5) 一時預かり事業	延 200日	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育等を行う事業です。
(6) 病児・病後児保育事業	延 250日	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業です。現在、北広島町内では、病児・病後児保育室「ユーカーリ」で実施しています。
(7) ファミリー・サポート・センター事業	延 15日	子どもの預かりや送迎等の援助を受けることを希望する子育て中の保護者を会員として、その援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助の連絡や調整を行う事業です。
(8) 利用者支援事業	1か所	子ども及びその保護者、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業です。北広島町では、平成30年度から母子保健型の提供（北広島町子育て世代包括支援センター『ネウボラ きたひろしま「てごてご」』）を開始しており、子育てに関する様々な相談や対応、情報提供等が円滑に行える体制づくりに努めています。
(9) 妊婦健康診査	延 1,540回	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業で、14回分受診券を配布して健康診査の受診を啓発・推奨しています。
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	90人	生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
(11) 養育支援訪問事業	50人	児童への虐待や育児不安を抱えている等、養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

## 計画の推進

- ❖ **子ども・子育て会議の開催** ..... 子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価等のために、子ども・子育て会議を開催します。
- ❖ **庁内及び関係機関との連携** ..... 庁舎内連携はもとより、認定こども園・保育所（園）、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携を図ります。
- ❖ **PDCAサイクルによる検証** ..... PDCAサイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取り組み状況の評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげます。

### PDCAサイクルによる計画の評価と改善



編集 発行：北広島町 福祉課  
〒731-1595  
広島県山県郡北広島町有田 1234 番地  
電話：0826-72-2111（代表）  
FAX：0826-72-5242  
e-mail:kosodate@town.kitahiroshima.lg.jp



# 第2期 北広島町 子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和2年度～令和6年度

子どもがたくましく健やかに育つ北広島町をめざして

# KITAHIROSHIMA-CHO



北広島町

